

商品概要説明書

マイカーローン（ジャックス保証型）

（平成 31 年 2 月 1 日現在）

商品名	マイカーローン ジャックス
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A の営業エリア内に在住または在勤の方。○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、完済時の年齢が 80 歳以下の方。○安定・継続した収入の見込める方。○過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証が受けられる方。○借換の場合、借換対象マイカーローンで直近 6 ヶ月以内に返済遅延が無い方。○新卒者の場合、就職先の内定が確定している方。 新卒者とは、3 月に高校、専門学校、短大、大学（院）のいずれかを卒業予定で同年 4 月に就職される方をいう。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車（事業性資金）は除きます。（家族は親子間のみとします。）①自動車（自動二輪車含む）のご購入資金。②車検費用、修理費用、運転免許取得費用、カー用品ご購入資金。③マイカーローン借換資金。（残価設定型ローンの残価部分の借換えも含む）④車庫建設資金（お借入金額は 100 万円以内とします。）。
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○10 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位）※借換の場合は一括償還金額を上限とします。※車庫建設資金は 100 万円以内とします。
借入期間	○6 ヶ月以上 10 年以内。（1 ヶ月単位）
借入利率	<p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <ul style="list-style-type: none">○お借入利率には保証料を含みます。○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。○新卒者に限り、元金据置払いが可能です。 （元金据置可能期間は 10 月から翌年 3 月までの就職前 6 ヶ月以内とします。）
担保	○不要です。

連帯保証人	<p>○当 J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>但し、次の場合は徴求いたします・</p> <p>①株式会社ジャックスが必要と認めた場合</p> <p>②ご本人が未成年者または新卒者の場合は親権者の方に連帯保証人となっていただきます。</p>
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…5,400 円</p> <p>②一部繰上返済の場合…5,400 円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,400 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>
必要書類	<p>①本人確認書類…運転免許証・パスポートなど当組合所定のもの。</p> <p>②所得を証明する書類 給与所得者…源泉徴収票または所得証明書・住民税決定通知書の写し。 自営業者……確定申告書（受付印のあるもの）または納税証明書（1・2）の写し。</p> <p>③使途・金額・支払先等が確認できる書類 新規の場合…見積書・注文書または売買契約書の写し。 借換の場合…（イ）残存期間および残高が確認できる書類 （ロ）返済実績が確認できる書類。 但し、返済実績が無い場合（契約直後等）は省略可。 新卒者の場合…学生証と就職先からの内定通知書の写し。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店金融課（電話：0438-23-0501）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する千葉県 J A バンク相談所（電話：043-243-0011）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融課または千葉県 J A バンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客</p>

	<p>様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記千葉県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込みに際しては、当 J A および株式会社ジャックスにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 木更津市

(注) 1 借入利率は、「固定金利型」となります。